



指令第 56 号

# 特定建設業許可指令書

三沢市大字三沢字上屋敷 1 6 3 - 6 3

(有)ループ

平成29年12月20日 付けて許可申請のあった特定建設業の許可については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により下記のとおり許可する。

平成 30 年 1 月 23 日

青森県知事

三村 申吾



記

- 許可番号 青森県知事許可（特一 29）第 500310 号
- 許可の有効期間 平成 30 年 1 月 23 日 から  
平成 35 年 1 月 22 日 まで
- 建設業の種類  
土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 解体工事業

注) 許可更新申請を行う場合の書類提出期限 平成 34 年 12 月 23 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

# 一般建設業許可指令書

三沢市大字三沢字上屋敷163-63

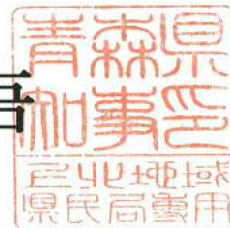
(有)ループ

平成29年12月20日 付で許可申請のあった一般建設業の許可については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により下記のとおり許可する。

平成 30 年 1 月 23 日

青森県知事

三村 申吾



記

- 許可番号 青森県知事許可（般-29）第 500310 号
- 許可の有効期間 平成 30 年 1 月 23 日 から  
平成 35 年 1 月 22 日 まで
- 建設業の種類  
大工工事業 左官工事業 石工事業 屋根工事業  
タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業  
しゅんせつ工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業  
防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業  
水道施設工事業

注) 許可更新申請を行う場合の書類提出期限 平成 34 年 12 月 23 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)